

さいたま市告示第299号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成27年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエー南浦和東口店

所在地 さいたま市南区南浦和三丁目1364-4 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ダイエー

代表者氏名 代表取締役 近澤 靖英

住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻
株式会社ダイエー	午前9時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻
株式会社ダイエー	午前7時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車場利用可能時間帯
屋上駐車場	午前8時30分～翌午前1時15分

(変更後)

駐車場	駐車場利用可能時間帯
屋上駐車場	午前6時30分～翌午前1時15分

(4) 変更する年月日

平成27年3月20日

(5) 変更する理由

お客様の利便性向上のため、当該施設の営業時間の変更を行います。

2 届出年月日

平成27年2月27日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成27年3月10日から平成27年7月10日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局経済部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成27年3月10日から平成27年7月10日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局経済部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966